

## 公 示

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の参入枠等について

令和4年3月31日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」に基づき、令和5年度における参入枠及び許可の申請の受付等について、下記のとおり定めたので公示する。

令和5年4月20日

関東運輸局長 新田 慎二

### 記

1. 令和5年度における参入枠別紙のとおり
2. 申請の受付期間  
令和5年9月1日（金）から令和5年9月29日（金）
3. 処分の時期  
2. の申請についての処分は、原則、令和6年3月末までに行うこととする。

附 則（令和5年4月20日 関自旅二第111号）

本公示は、令和5年度における許可申請について適用する。

## 令和5年度における各営業区域での参入枠

都県	営業区域の名称	参入枠		
			内訳	
			令和4年度 参入枠の残余	令和5年度 配分
東京都	特別区・武三交通圏	253	117	136
	北多摩交通圏	1	1	0
	南多摩交通圏	0	0	0
神奈川県	京浜交通圏	12	6	6
	県央交通圏	0	0	0
千葉県	千葉交通圏	6	4	2
	京葉交通圏	0	0	0
	東葛交通圏	4	4	0
埼玉県	県南中央交通圏	0	0	0
	県南西部交通圏	0	0	0
	県南東部交通圏	0	0	0
群馬県及び埼玉県	中・西毛交通圏	0	0	0
栃木県	宇都宮交通圏	1	1	0